



官位訓

本庄

利

邦

73
6250
8



73
6250
8

改

子冬

子冬

丑冬

寅

卯

辰

辰



官位訓奉之三月録



去五味均平蔵

一 本朝將軍ノ事

并坂上田村九乃越
本曾義仲ノ事

二 月中越退補使ノ事

并
新中納言平加盛ノ事

三 織田信長ノ事

并
豐后赤松吉成ノ事
將軍宣下ノ事

四 源和時等ノ事

并
廣苑院教ノ事
源氏ノ所及ノ事

源氏ノ所及ノ事

五 彦家官の事

并 彦 誠回常真の事

六 呼名入の事

并 今川貞世入道了俊の事

七 系孫倉百官の事

并 親王家大長家信重の事

八 更領の事

并 求女丹下の次弟

九 大守の事

并 五畿七道入りの事

十 梅家使の事

并 清和天皇舊記の事

十一 秋田城の事

并 親王正勢の事

十二 大宰府の事

并 出羽の庄名目の起り

十三 大外小外の事

并 雄傷の城の事



言位訓卷之三

一 本朝御軍乃事

本朝將軍の始と源賴朝とと並びていふ事と方々あり。源ありき修り
 心持師の元始一人王最初神武天皇東征乃時乃命を以て軍
 師也と云ふ。是物部氏の始祖なり。其後十代崇神天皇十年小
 日道行御軍小令として四方の玉と云ふ。一む將軍乃言毛也
 起りたりんばと云ふ。其乃頼朝と云ふ。つとつと云ふ。其乃
 也。思退補佐乃事と云ふ。つとつと云ふ。其乃頼朝と云ふ。つとつと云ふ。其乃
 崇神天皇十年小令子日本武尊と云ふ。其乃大將軍と云ふ。
 武日武彦二人の命と云ふ。其乃副將と云ふ。其乃東夷と云ふ。其乃征伐と云ふ。

言位訓卷之三

一

終ふ十五代神功皇后三韓と伐給ひて鎮守の軍とす
 づくとまゝありへと治めり。徳治府の稱を是より奪り
 日本國中に結うる東夷府とて帝初と號せり。成
 沙く東征の軍とて西國司に命じ鎮守府と任じ
 邊要の警備とせり。十四代聖武天皇の御宇に於て海
 邊り又五十二代敏達天皇に神代文屋綿丸征夷の軍
 小任してより征夷の軍の号あり又坂上田村丸征夷
 の軍と稱じ參議藤原忠文と征東夷の軍と任じ
 らる其後久しく中絶り日本常義仲初よりて
 兵權と執り日征夷大將軍小任せり。其後頼朝の

ころとて將軍の中興といふ。本常義仲をさす

(一) 日本惣進補任の事

將軍補任の事を淺ゆく軍書にうゑていひ乃
 志の族多し。天下小治まりたり。日本惣進補任の
 らる。其人を藤原源二位右大臣頼朝に命じ是頼朝に推
 とし。任じらる。小治まり。平家乃滅。進付の功賞と
 して。後白河院より命じ。天下の事を。征夷の軍と
 して。海内清儀乃任じて。出家の棟梁をたて。代り
 たり。つれなき。色正しく。惣進補任を。四五より。天下
 終りて。政法とて。見日本乃。なり。と。なり。終ふ。心。う。く

頼朝をえ從なりお軍を海内乃御ありてなれど友佐の
カシゲ
下小切りの給ありてとんえぬ上代を中納を奉後
とて織小任に既小田村九八二位大納をめとてお軍と為り
まてり清盛の三男知盛を正三位新中納をめとてお
軍なりは卯と代わひ織とから人々多かれとてまお志
るんよなぐず頼朝の乃長男頼家は清盛將とて將軍
かりとて金實頼朝とて右大臣少とてお軍ありは兼乃
代はぬとて身の族はありてりて京都より親王格家
乃兼達と振とまなりてお軍と給とてり西僧權之酒
と頼朝とつひと光の著寺の實白道家の四男

あくとて源氏なりとて東源氏乃家督と給とて徳と徳
將軍ととて給ありてかき人會八十七代の帝法源院
一乃皇子一乃中務卿宗子親王是則天子に御ありて
たお軍とてお親王の將軍お多ありとてれとお軍織の
かりたて地進補佐の無止事とてまおとてまおとてり

三 織田信長公のれり

織田の信長公と將軍と稱しとて書物わり不處を
右くくのひ給ありてお軍宣下といはる事とてとて
礼めとて船令の事とてり信長公とて從一位の右大臣
まておありてお軍小切なりとてり公方權

大納言義隆御所存せよと云々
之國白のハ御所存せよと云々
宣下を以て御所存せよと云々
のハ御所存せよと云々
此書籍よハ御所存せよと云々
一ゆれを以て御所存せよと云々

④ 兩院の別當の事

淳和院特學院と云々
院乃別當と云々
是ハ源家の氏族乃云々

之ハ源家の氏族乃云々
淳和院特學院と云々
院乃別當と云々
是ハ源家の氏族乃云々

⑤ 武家官の事

大率記云々
御軍家乃所一門云々
之ハ源家の氏族乃云々

是より父兄御他國の邊城女殿乃子秀佐と守りて後
も少少修く同大臣とは御所のりや信雄の御所の
織田常真とすなり相直は御軍家所一族と者別
乃御所の内家人の大名宛御所乃御方吏領信直も亦
みも約後とすこれ相直なれば下乃相直も亦其
御めくを乃守に御後付とすなり
位階は左の
五位の人多しこれ由緒ある大名或は御所前乃
んて少御侍は御所御所なる者も九列御領あり
任は家人と別り是等御所置とすなり
苑院殿乃御所今川貞世入道了後將命とゆくと統

此より下らぬ事振舞志量すこれありやうい御し

六 呼名乃事

世不事くしき名と付く回念の人其身と此ひやり御
あり或も山吹乃和泉の丹後乃陽成乃又ハ掃部也
皇斗の皇族乃ましくたしく官位をのけるありは色
くおとけのいすく漬ましき事とす也乃名は下は守り
女とら椽とら同とらと付く人を是別官とす也
屋くハ皇官なりなり内膳なりとあり下は正乃
付字かたはか乃く字名とす物とすも人とは何ぞ
阿七事とも同し事とす也

かりされし又振家清親王家を介めて大官徳重
 の人教を極まりありてその介ハ皆呼名乃親のたり
 若し其家なふ別して多うなるをいひおの一家町
 殿よりひくお軍家御座の人とも名あかり大なる
 家名の家人の滋世のそ介乃玉丸名をも又直
 うそを介し色守願正等の村字をいふ人なる
 官之從方御一家の臣下を介何とも未より由法
 るくと名ありの事さねてと徳重は位階ありくと
 しむつられがうさうしあうふ町人右様なるの身
 して事くしきくめとけし人ふあつじがくんとすうふ

却て愚目^{モク}の胸中^{モウチュウ}とせふわうさすぞうかそのめは
 職方^{シヨウホウ}の事とらんを介御座へ出入して尋ねうひで
 子^コ継^{シヨウ}分^{ブン}ゆとて更^{シラ}よせんじりぬ事なれどねてし
 出^デやふお人なりし中^{ナカ}職方^{シヨウホウ}は文とてともそまへ
 らねし志れがたきのみなり

① 系鎌倉百官乃事

百官との子城をむむとせはうさう人わりまふわうび只
 教乃多きとてつとみく百官ははくめ付くれりの堂
 止^{トメ}この家^{イヘ}人^{ヒト}大名^{ナミン}乃^ノ從^{シヨウ}老^{ロウ}又^{マタ}門^{カド}徳^{トク}とてとわき更
 領^{シヨウ}乃^ノ位^イを^ヲ更^シの^ノ介^ノ小^コさ^サぬ^グ平^{ヘイ}氏^シ乃^ノ名^ナも^モ呼^{コヒ}び^テ

内通書なぐらんとくつり。又鎌倉百官といふは
左膳頼母。保藏。求女。丹下。などといふは、
多し。是れも東宮の書内通書といふは、
と又いふは、昔鎌倉の書内通書といふは、
とていふてあつたといふは、

八 更領の事

更領の事、成わくか、はてしなくいふは、
清くきまき、これいひ、諸長の中、
詰り人勅命と、さういふ、
とていふ中、の事、とていふ、
とていふ、

治法と下まがごとく、風俗を善く、
所がら、これいふ、一國の郡縣、
とていふ、一人、とていふ、
等の輔佐と、とていふ、
といふ、勅命、とていふ、
といふ、

九 大守の事

大守といふは、細わく、
とていふ、
とていふ、
とていふ、
とていふ、

若しり大守といふは日かふ三太守とく。上総乃大守と
野の大守常陸の大守是なり。大守といふは東海
十五ヶ国乃中上総十二郡ありて強大なり。仍て白
乃人か紙司と任して八重政おし向りかたはるの
てり守有品親王とえり。ひく書司と任しるは天
守と稱するなり。五十六代清和天皇貞観二年より
四品行と総大守本康親王彈正尹と為りしと。総乃
大守ハカクれば。乃のう三代実徳のうあり。たふ新
書司とた。也。終つてハ書務と名給ひさ分はる。上総
乃必勢といふは。此と女と守と制し。又ハ書領と稱

す。又上野乃大守と名持。事は是も東山道ハ分
國の中あり。上野十四郡強大。人王十代崇神帝乃
第一豊城皇太子始と東征の時上野下野あり。此
乃のうなり。又貞觀年中。小二名行兵部卿忠長親王
上野乃大守あり。常陸乃大守も同なり。是も貞観二
年。小二名行彈正尹實陽親王常陸乃大守とり。是れ
大守の号ハおしれ。事はる。てり。ま。あ。い。つ。ま。乃。書。も。
う。つ。け。て。唱。め。る。ハ。傳。り。し。

十 按察使の事

按察使といふは人の名と名け。一族あり。是ハ穢なり

と代ゆら又幾七乃ふわりのと大中興ハ陸奥出羽あまふ
かざりより是ハ大玉かりのつゆいふ府官わりの固乃の勢と
按察すりといふ公方りももあつてさきみかり人王
四十四代元正事親老年中小入幾七乃ふ按察使ハ
置りて四十五代聖成天皇乃御宇神龜二年正月春
儀正三位友系朝長房前授乃長官やして迎江志
狭支玉乃按察使と兼給ふ類ハ其後諸玉乃按察
使とすく陸奥出羽の按察使と兼給ふ四十七代聖成
天皇寶曆七年後立位上友系朝長田磨又五十四代仁明
天皇仁義和年中入納云友系朝長良房又五十六代

清和帝の貞觀元年權中納云平の朝長も棟等按
察使ハ任下給ふ乃勢いあり。玉中の政務も玉司の使
すりあるれども賦税と刑ハ非遠派檢制するの勢ふ
よめて主人をえり。殿中古びくも多くハ大中納云ハ此
兼帯とかなり人王百代後圓融院康曆二年臣野
中納云友系康御陸奥出羽の按察使と兼給ふ時ふ
かわりて後三位されども主人をえり。御中推て知也
(十) 秋田乃城事
秋田乃城と一人の乃ふおぼへ多る者多し。後内乃三傳
事かり人王四十三代元明帝和朝又陸奥乃玉強



長江

十一

大あしと守一人の政乃とあり平治志でたふより略と
 陸奥の五内郡と別て出羽の五とすは字の貢
 賦は就鷹鷹を外備を其郡とすはより郡の出
 としよをいしりて出羽乃とすはより人のをやと
 すれは殺逆の事ありやとたは依出羽五は秋田雄
 勝乃物との城と築常小武士とふくく是く強
 とすはありは其後をいしよふはありてやと
 城と築らるる甲十九代先仁帝宝徳十一年子又秋田の
 城と再興して出羽乃西守護すは向雄勝乃城
 とは廢置乃後と本興のまらとすは秋田の城と

坂中らあり。八十三代土御門院建保六年二月六日友九
 郎盛長が子景盛出羽の權乃かは任し秋田乃城を
 するはとすは乃宣命は崇徳元年四月九日叙爵して從
 五位下とならば例は依て考むは秋田の城とすは
 極むるはいふく不す乃と任しはのち平治期
 しはははより源平両家の武士伐くは勇みま
 するはをえはびく任する事ありまは出羽の女は
 て秋田の城主なるがゆへまは秋田城の女とすは
 名同の族と秋田とすは人の名字はまは留城の女
 と名乃まははははは職の名とすはは其くは

大宰府乃長官之帥八引帥の儀もくひさゆりと訓也
大宰府乃長官一多九玉二為乃官領カクムル帥と
稱す八省ハツウよりわりのくし相サウ同ドウ相サウ高カウ從三位也

(十三) 大貳少貳ダイニセウニを平

大貳少貳といふ職一人の名といひて軍書カクムル
わりの事をいふ家族わり大貳と小貳も大宰府乃次
官もく帥の事と大貳ハ正五位上よりお高ると人王五十七代
桓武天皇延暦十二年より從四位下より改めを給ふ女貳ハ
從五位下より相當るなり昔ハ名家乃奏儀の四位以上
多くと大貳より任じ四十七代天武天皇四年十月冬後從

四位下小野朝臣毛野大貳より任じ七十七代後白河院
保元二年平朝臣清盛大貳とカクムル

大正

